（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第四十三条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第六条中「奄美群島振興開発特別措置法施行規則」を「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則」に改める。

別記第二号様式中「㊞」を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第四十四条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式第一面中「印」及び注を削る。

別記第二号様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

別記第四号様式中「㊞」を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第四十五条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号イ中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類」に改める。

様式第十一、様式第十二、様式第二十四及び様式第二十五中「通知者官職　　印」を「通知者官職　　」に、「設計者氏名　　印」を「設計者氏名　　」に、「係員印」を「係員氏名」に改める。

様式第四十一中「印」及び注3を削る。

様式第四十三中「印」及び注1を削り、注意2を注意とする。

様式第四十四中「印」及び注3を削る。

様式第四十五及び様式第四十六中「印」及び注意を削る。

様式第四十七中「印」を削り、同様式注意中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。

様式第四十八中「印」を削る。

様式第四十九中「印」及び注意を削る。

様式第五十一及び様式第五十二中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

様式第五十四中「印」及び注意を削る。

様式第五十五中「印」及び注意3を削る。

様式第五十六中「印」及び注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第五十七中「印」及び注意3を削る。

様式第五十八及び様式第五十九中「印」及び注意を削る。

様式第六十中「印」を削り、同様式注意中「が記名押印してください」を「の氏名を記載してください」に改める。

様式第六十一中「印」を削る。

様式第六十二中「印」及び注意を削る。

様式第六十三及び様式第六十四中「印」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

様式第六十六中「印」及び注意を削る。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第四十六条　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十八条第二項において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第二十八条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第九号様式備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号備考2中「記入し、営業所又は事務所の長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。